

海外ビジネス講座等受講支援金

募 集 案 内

福井県内の学生や、福井県内企業（福井県内に本社または支社がある企業等）に勤務する社会人に対して、海外ビジネスに関する講座等を受講したときに要した受講料の一部を助成します

1. 応募資格について

次のいずれかに該当する方が申請できます。

- ① 福井県内の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校）に在籍する学生
- ② 福井県内企業に正規の身分で勤務する社会人（勤務先企業としての申請も可能。この場合、企業に助成）

2. 対象となる講座等について

次の全てに該当する海外ビジネスに関する講座等が対象となります。

- ① 福井県内の大学等や公的団体が、対象者を限定せずに開催する、海外ビジネスに関する情報や知識を得るための講座、セミナー、短期ビジネススクール等
- ② 当基金から助成対象講座として事前に認定を得ているもの

【講座の実施者様へ】

2②の事前認定を希望する講座の実施者は、まず、当基金にメールまたは電話で概要をご連絡ください。その後、認定申請書（当基金から様式を個別配布）を、原則として講座実施1か月前までに提出してください。

当基金が内容を審査し、適当と認める場合は助成対象講座として認定して、その旨を通知します。

なお、対象講座の実施後には、実施報告書を提出していただきます。

3. 助成額について

助成額は、以下のとおりです。

- ① 学生の場合、受講料（テキスト代を含む）の3分の2の金額。ただし、上限2万円。
- ② 当基金の賛助会員企業または当該企業に勤務する社会人の場合、受講料（テキスト代を含む）の3分の2の金額。ただし、上限2万円。
- ③ ①②以外の場合、受講料（テキスト代を含む）の半額。ただし、上限1万円。

4. 申請について

対象講座が実施される年度内（3月末まで）に、随時、受け付けています。6の申請先へ次の書類を提出してください。

- ① 海外ビジネス講座等受講支援金助成申請書（様式第1号）
- ② 大学等の学生証コピー（または在学証明書）/企業等の在職証明書
- ③ 運転免許証、健康保険証等コピー
- ④ 講座受講料の領収証または講座実施者が発行する受講証明書等コピー
- ⑤ 助成金の振込先口座の情報

5. 備考

助成規模は当基金の予算等によって定めます。

年度内の助成は、原則、1人あたり1回までとします。

6. 申請先、お問合せ先

公益財団法人 福井県グローバル人材基金

所在地：〒910-1195 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1（福井県立大学 国際・留学支援課内）

TEL : 0776-61-6000（内線1311） Email : asianfund@g.fpu.ac.jp

以上